

山口県知事 村岡 嗣 政 様

山口県地域包括・在宅介護支援センター協議会
会 長 山 高 正 義

要 望 書

令和3年4月より施行された改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けた施策が進められており、地域包括支援センター・在宅介護支援センターに求められる役割はますます大きくなっている。

今後も高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて下記のことを要望する。

1 適切な人材確保及び委託継続のための財源支援について 【継続】

地域包括支援センターの事業が年々拡大される中、業務量の過大や集中による離職や、有資格者の確保が難しい状況が続いているが、委託費等の関係から十分な人員配置を行うことも難しい状況にある。更に、運営費の赤字を運営法人から補填しているセンターもあり、今後社会福祉法人の委託継続が困難な状況になることも考えられる。

こうした実情に対応するため、十分な人員配置及び委託継続ができるよう財源支援を願いたい。

また、介護支援専門員の不足に対応するため、介護支援専門員や地域包括支援センターの職員の処遇改善について検討が図られるよう働きかけていただきたい。

2 介護予防ケアマネジメントの財源支援について 【継続】

地域包括支援センターの業務の1つである「介護予防ケアマネジメント業務」については、地域包括ケアシステムの推進において、自立支援や介護予防の観点から非常に重要となる。

しかしながら、介護予防支援費の低さから、担当職員の確保・配置が難しく、委託先の居宅介護支援事業所においても、取扱件数の上限や、プラン作成の作業量に報酬単価が見合わない等の状況から、委託が難しくなっている。

こうした中で、令和3年度介護報酬改定により「委託連携加算」が創設されたが、業務委託費が十分でないため外部委託は進んでいない。

こうしたことから、委託連携加算の取扱件数の上限や報酬単価の見直し等を進めていただきたい。また、その結果委託が進まない状況があれば、要支援1、2の介護報酬単価の見直しを検討いただけるよう働きかけていただきたい。

3 地域包括支援センターの業務負担軽減とサポート体制の充実について 【新規】

地域包括支援センターの役割が拡大し業務量が過大となる中、令和6年4月からは、介護保険法が改正され、介護予防支援の指定対象が居宅介護支援事業所にも拡大することとなるが、居宅介護支援事業所においても人材不足や業務負担は課題となっている。

介護予防プラン作成業務は業務内容が煩雑であり職員の負担も大きい。今後、居宅介護支援事業所が指定を受け、又は委託を引き受けやすくなり、地域包括支援センター職員が他の中核業務にも注力できるようにするため、事務作業の軽減について検討が進められるよう国に働きかけていただきたい。

また、業務負担軽減に関して国からは書類・事務手続きや業務負担等の取り扱いについて通達等で示されているが、保険者によって対応のスピードや判断内容に違いがあり、依然として職員の負担が続いている。こうした実態を把握していただき、保険者と地域包括支援センターが連携して業務負担軽減に取り組んでいけるよう、助言をお願いしたい。

4 専門職の有効活用及び事務職員の配置基準上での明確化について 【継続】

国において検討されているように、専門職の配置について、三職種の配置を基本としつつ、資格取得見込み者の配置等、要件緩和が図られるよう支援を願いたい。

また、三職種が本来業務に集中するため、事務職員の配置をセンター配置基準上に位置付け、財源についても検討いただくよう国に働きかけていただきたい。

5 センター機能の強化について 【継続】

地域包括ケアシステムの構築のためには、地域との信頼関係が基盤となり、それを培うためには長期的な視点を持ち事業を継続していくことが必要となる。

市町によりセンターの運営形態が異なること等もあり、支援体制にばらつきが見られるため、十分な支援や協力、指導を行っていただきたく、その旨市町に助言いただきたい。

6 地域包括支援センターの人材育成支援について 【継続】

地域包括支援センターの機能を強化するうえで、幅広い知識やネットワーク構築機能、対人援助技術等様々な専門性をスキルアップしていくことが必要となっているため、研修機会の確保等について支援いただきたい。

また、介護支援専門員・主任介護支援専門員の更新研修について、山口県は他都道府県と比べて要件が厳しい状況にあるため、更新期間の延長や研修期間の短縮等、要件緩和について検討いただきたい。

7 重層的支援体制整備事業について 【継続】

令和3年4月より施行された改正社会福祉法では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない相談等の包括的な支援体制の構築が進められている。

重層的支援体制整備事業は、市町の任意事業ではあるが、地域包括ケアシステムの構築をすすめる上で、重要な事業となるため、市町が積極的に取組めるよう支援を願いたい。

加えて、事業実施後においても、複雑化・複合化した事例に適切に対応できるよう、各機関の連携体制の強化について支援を願いたい。

8 在宅介護支援センターの活用について 【継続】

在宅介護支援センターは、多くが地域包括支援センターに移行したなか、運営法人の独自事業として、今も地域に根ざした事業所として、高齢者の相談支援や実態把握に取り組んでいる。地域包括支援センターのサブセンターやブランチとして、さらには、包括的な支援体制構築に向けた住民に身近な相談窓口として、在宅介護支援センターの活用を市町の実情に合わせて働きかけていただきたい。

9 ICTの活用について 【継続】

令和6年度予算概算要求において、厚生労働省は「地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業」の新設を示している。本事業は、総合相談支援業務等におけるICTの活用により、業務負担の軽減、地域の関係機関との連携強化、地域住民のアクセス向上が図られることでセンター機能を最大限発揮できる体制を構築することを目的とされている。本事業が実施される際は各市町で活用されるよう、市町へ情報提供や働きかけをしていただきたい。